

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業者

法 人 名 群馬中央医療生活協同組合
 代表者名 理事長 半澤 正
 所 在 地 前橋市朝倉町830番地の1
 電話番号 027-265-3531

2. 介護予防通所リハビリテーション事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事 業 所 名	前橋協立病院 通所リハビリテーションセンター 未来
所 在 地	前橋市朝倉町828番地の1
電 話 番 号	027-265-3518
F A X 番 号	027-265-3594
介護保険指定番号	1070102841号
サービスの種類	指定介護予防通所リハビリテーション
サービス提供地域	前橋市、高崎市、伊勢崎市、玉村町
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時まで
管 理 者 名	瀧口 道生

(2) 同事業所の従業者体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管理者 (兼務)	医 師	1 名		1 名
従 業 者	理学療法士	5 名		5 名
	作業療法士	1 名		1 名

(3) 同事業所の設備概要

定 員	午前 40人	午後 40人	
機 能 訓 練 室	1室 (212.01 m ²)	相 談 室	な し
食 堂	な し	送 迎 車	な し
入 浴 設 備	な し	談話コーナー	あ り

(4) サービスの提供日及び提供時間

	月	火	水	木	金	土	日
午 前	○	○	○	○	○	×	×
午 後	○	○	○	○	○	×	×

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）のサービス提供はありません。

サービス提供時間 午前 午前 8時45分～午後12時15分
 午後 午後13時15分～午後16時45分

3. サービスの概要

(1) 運営の方針

要介護者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活ができるよう、機能訓練を行い利用者の心身機能の維持回復を図ります。

(2) サービス内容

理学療法士及び作業療法士により、日常生活動作（ADL）の維持・向上、生活の質（QOL）の維持・向上、その他利用者の心身状態の改善を目的として、リハビリテーション計画を作成し機能向上のためのリハビリテーションを実施します。

4. サービス利用料金

下記の基本料金は、介護予防通所リハビリテーションを利用した場合の利用料です。表より、ご契約者の要支援認定区分に応じた1ヶ月あたりの利用者負担額をお支払いください。なお、利用者負担額はご契約者の負担割合（1割から3割）に応じて異なります。

(1) 介護予防通所リハビリテーション利用料

	要 支 援 1	要 支 援 2
1ヶ月あたりの利用料金	23,065円	42,998円

※ご利用期間が12ヶ月を越えた場合は、要支援1の方で1,220円、要支援2の方で2,440円減額となります。

(2) 加算利用料

項 目	要 支 援 1	要 支 援 2
サービス提供体制強化加算Ⅲ	244円	488円
退院時共同指導加算（※1）		6102円

※1：退院前カンファレンスに参加させていただいた場合に算定となります。

(3) 実費負担

上記（1）（2）の利用料の他、介護報酬に含まれない費用については実費相当額を負担して頂きます。この場合は、事前に利用者又は家族にその内容をご説明し、同意を頂きます。

(4) お支払方法

毎月、15日までに前月分の利用料金を請求致します。お支払い頂きますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行自動振替のご利用をお願い致します。

5. サービスの利用にあたって

(1) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、発熱など病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの内容の変更や中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上で対応いたします。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容の変更や中止があります。その場合、ご家族に連絡の上で対応いたします。必要に応じて速やかに必要な措置を講じます。

(2) その他

- ① 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ② 所持金品等は、自己の責任で管理して下さい。
- ③ 敷地内禁煙となっていますので、喫煙はご遠慮下さい。
- ④ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ⑤ 非常災害対策に可能な限りの協力をお願い致します。

6. 非常災害対策

- ①防災時の対応 緊急避難場所は春日中学校・前橋工科大学です。
- ②防災設備 消火器 等
- ③防災訓練 年2回実施
- ④防火責任者 (防火管理者) 青柳 達矢
- ⑤火元責任者 前田 博之

7. 緊急時の対応方法

- ① ご利用中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等にご連絡をいたします。
- ② 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

8. サービス内容に関する相談及び苦情に対する窓口

(1) 前橋協立病院 通所リハビリテーションセンター未来

電 話 027 (265) 3518

(2) 前橋協立病院 苦情窓口

電 話 027 (265) 3511

(3) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

前橋市介護高齢福祉課 電 話 027 (224) 1111

群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会 電 話 027 (290) 1323

9. 個人情報について

- ① 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとします。
- ② 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

10. 秘密の保持について

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

11. 当生協の概要

名称・法人種別 群馬中央医療生活協同組合 (医療生協)

代表者役職・氏名 理事長 半澤 正

本部所在地・電話番号 前橋市朝倉町830番地の1

電話027(265)3531

定款の目的に定めた事業

- (1) 組合員の生活に有用な医療施設などの共同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (2) 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく老人保健・福祉に関する事業
- (3) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し又は生産して組合員に提供する事業
- (4) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

施設等 病院 前橋協立病院 (189床)

診療所 前橋協立診療所・桐生協立診療所・太田協立診療所
協立歯科クリニック

訪問看護施設 広瀬訪問看護ステーション

東長岡訪問看護ステーション

在宅介護支援センター 在宅介護支援センター朝倉・在宅介護支援センター石原
ホームヘルパーステーション 太田市ヘルパーステーション石原 等